

平成27年度 第1回 いすみ市総合教育会議

1. 期 日：平成27年8月17日（月）
開 会：午後3時55分
閉 会：午後4時40分
2. 場 所：いすみ市役所 3階 第1会議室
3. 出席者
いすみ市長 太田 洋
委員長 赤羽 良明
委員長職務代理者 太田 防夫
委 員 麻生 学
教育長 鈴木 智
4. 欠席者
委 員 松本 勲
5. 出席職員
学校教育課長 浅野 洋通
学校教育課課長補佐 久我 正治
学校教育課班長 大鐘 美千代

久我課長補佐

それでは、定刻より若干前ですが、ただ今から、平成27年度第1回いすみ市総合教育会議を開会いたします。私は本日の司会進行を務めさせていただきます学校教育課の久我です。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議はお手元にお配りしております次第に沿って進めてまいりたいと考えております。

それでは、開会に当りまして、太田市長よりご挨拶をお願いいたします。

太田市長

大変高い席から失礼いたします。一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、教育委員長をはじめ教育委員各位におかれましては、日頃から教育行政の発展にご尽力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、ご案内のとおり、この4月から新しい教育委員会制度がスタートしたところでございます。

教育委員会制度は、教育の中立性と継続性・安定性を確保し、民意を反映する仕組みとして、長年にわたり役割を果たしてまいりました。しかし、その一方で教育委員会制度に対しまして、責任の不明確さ、また閉鎖的な体質、危機管理能力の問題等を指摘する声があったことも事実であります。今回の改正は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、連携の強化を目的としたものであります。今後は、教育委員会と十分な協議を行いながら教育の充実・向上を進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

久我課長補佐

ありがとうございました。続きまして教育委員会を代表いたしまして、赤羽教育委員長よりご挨拶をお願いいたします。

赤羽委員長

赤羽でございます。ただ今、市長からお話がありましたとおり、この4月に新しい教育委員会制度がスタートしたところでございまして、この制度の主旨は、2点ほどあると思います。1つは、今までは、責任の所在が不明確でしたので、それを少しきちんと整理し明確にしようとするもの、もう1つは、市長は市民の代表であり、市民の意向をくんだ考え方と教育委員会との連携を更に強めていこうという主旨でこの制度が施行されたということでございます。私としても委員会としましても、責任を持って、市長部局と連携しながら、今まで以上に課題解決に迅速に取り組んで参りたいと考えております。本日、第1回の総合教育会議となるわけですが、協議事項に、いすみ市総合教育会議運営要綱の制定と大綱の策定についてが挙げられています。この総合教育会議は、市長と教育委員会が対等な執行機関同士の協議・調整の場でありますので、委員の方々におかれましても忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

久我課長補佐

ありがとうございました。協議事項に入ります前に、今回の法改正の概要について簡単に説明させていただきます。
法改正の背景ですが、一部自治体のいじめや体罰に起因するとみられる自殺事件の対応を巡り、責任の不明確さ、閉鎖的な体質、危機管理能

力の低さなどの問題を指摘する声、批判が高まったことの背景がございます。

お手元の参考資料2をご覧ください。今回の改正は、4つのポイントがございます。1点目は、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」の設置であります。教育委員長と教育長の職務権限が市民から見ると分かりにくいということがありました。教育委員会の代表者である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した「新教育長」を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化することとしました。教育長の任期は3年となります。なお、この法律の施行の際現に在職する教育長は、任期中に限り、従前の例により在職することができる、経過措置がございます。本市の場合は、平成30年1月25日までは、従来と同様という扱いになります。

2点目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化であります。「新教育長」が教育行政に大きな権限と責任を有することを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、市民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることとなりました。これも1点目と同様に経過措置となります。

3点目は、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することです。法第1条の4第1項に、地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものと明記されています。総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成することとなっていますので、6名の構成員となります。総合教育会議を設置することにより、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映し教育行政の推進を図ることとしております。具体的な協議・調整事項は、大きく3点あります。1点目は、大綱の策定、2点目は、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、3点目は、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置であります。参考資料1の3ページの(3)具体的な例の①から③の下線部分が具体的事項になると考えております。なお、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項は協議題とすることができないこととなっております。総合教育会議の具体的な運営については、参考資料1の4ページ(6)その他の④会議の具体的な運営に記載のとおり「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、法第1条の4第9項により、総合教育会議の構成員である地方公共団体の長と教育委員会の協議の結果、双方の合

意をもって決定されるものであること。具体的には、地方公共団体の長による招集手続、協議事項の提示及び決定方法、総合教育会議の事務局を担当する部署、議事録の作成及び公表に係る実施方法、非公開とする議題についての指針等が想定されるものであること。」この後の協議事項（１）で協議していただくことになっています。

次に、最後４点目、教育に関する「大綱」を首長が策定することです。参考資料１の５ページの１改正の概要の①に、地方公共団体の長は、教育基本法第１７条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと法第１条の３第１項に明記されています。５ページの２の留意事項（１）大綱の定義の①に大綱は、目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することは求めていません。また、③国の第２期教育振興基本計画においては、主に第１部及び第２部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となるということで、参考資料３の下線部分が目標になるものでありますので、ご覧ください。

こちら、この後の協議事項で、協議いただくこととなっております。以上雑駁でしたが、今回の法改正について説明を終わらせていただきます。

それでは、本日の協議事項に入ります。市長の議事進行でお願いします。

太田市長

それでは、早速、協議事項に入ります。いすみ市総合教育会議運営要綱（案）について、事務局より説明をお願いします。

浅野課長

学校教育課の浅野でございます。よろしくお願いたします。協議事項（１）について説明をいたします。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、すべての自治体に設置が義務付けられたものでございます。法第１条の４第９項に、運営に関し必要な事項については総合教育会議で定めることとなっておりますので、今回会議の運営に関する要綱案をお示しいたしまして、ご意見を伺おうとするものでございます。それでは、総合教育会議の運営要綱について、簡単に説明させていただきます。資料１をご覧ください。

第１条は、要綱を制定する趣旨について規定しております。

第２条は、総合教育会議は市長が招集するもので、あらかじめ会議

に付する事項等を通知すること、また、教育委員会からも市長に対して会議を求めることができることを規定しているところでございます。

第3条は、事務の調整に関する規定で、調整とは、教育委員会の権限に属する事務について、市長の権限に属する事務との調和を図ることを意味するものでございます。双方が合意をした事項については、互いにその結果を尊重しなければならないものになっています。

第4条は、会議は原則として公開するものであること。なお、いじめ等の個別事案で、関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、情報を公開することで公益を害する場合等が非公開として想定されます。2項として、傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしました。内規として、資料2の基準により実施したいと考えています。

第5条は、議事録を作成し、公表する規定であります。

第6条は、庶務についてですが、市長が総合教育会議を設置し、招集することに鑑み、市長部局で行うことが原則であります。市長部局に教育を全体的に所管する課がないことから、教育委員会が運営していく方が効果的であると考えますので、地方自治法の規定に基づき、補助執行により学校教育課が行うこととしました。

第7条は、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定めることを規定しています。

附則としてこの告示は、本日から施行することとしております。

以上がいすみ市総合教育会議運営要綱（案）の概要でございます。

太田市長

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かございますか。よろしいですか。

協議事項（1）につきまして、原案どおり制定することによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

太田市長

それでは、（1）「いすみ市総合教育会議運営要綱について」は、原案どおり承認されました。案をとっていただきたいと思えます。

次に、協議事項（2）「いすみ市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）について」を議題といたします。事務局、

説明をお願いします。

浅野課長

それでは、続きまして、大綱の策定について、ご説明いたします。

改正法の1条の3第1項により、市長は、国の基本的な方針を参酌して、その地域の実情に応じ、大綱を定めるものとされ、あらかじめ総合教育会議において協議するものとされています。また、大綱を定めた場合、遅滞なく公表する義務があります。なお、市長に対して、教育委員会の事務や執行権限を与えるものと解釈してはならないことが規定されています。

また、大綱は、目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策の策定を求めるものではないということです。これは、先ほど補佐から説明されたものでございます。

大綱の期間は、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画が5年であることに鑑み、4から5年を想定しております。

大綱は、総合教育会議において、市長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが肝要であります。

今回、大綱のたたき台として、事前にお配りさせていただきました。資料3をご覧ください。1ページをお開き下さい。第1 教育大綱策定の趣旨は、法第1条の3第1項の規定に基づき、大綱を策定するものです。

第2 教育大綱の性格は、市の上位計画であります「いすみ市第1次総合計画の後期基本計画」との整合性を図りながら、総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を行い策定するものです。

第3 実施期間は、28年度から31年度までの4年間を実施期間としました。

次に基本方針を5つ決めました。1つ目が「生きる力」を育む学校教育の充実、2つ目が、確かな学力の育成、3つ目が、信頼される質の高い教員と学校づくり、4つ目が、生涯学習社会の構築、5つ目が、子ども子育ての支援でございます。そして、基本方針を推進するための施策の基本的な方向性を示し、具体的に進めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

太田市長

以上で説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かございますか。

麻生委員

自由に発言してよろしいですか。

太田市長

はい、結構です。

麻生委員

大綱ですが、市長部局との連携を図るという部分の上で、教育施策にはないはっきりしたものが打ち出されてきたと思います。基本方針2の(4)地域社会の活性化に貢献できる人材育成は、今まで考えとして我々も持っていたことですが、これを明確に出したということ、いすみ市の少子高齢化問題をいすみ市は将来どのように発展していくかということが一番の課題であることを明確に出されたことは、大変素晴らしい事だと思います。(3)グローバル社会で活躍できる人材の育成についても必要なことだと思います。

それから、8ページの基本方針5 子ども子育ての支援というものが、どうしても家庭教育の部分に関わりを持ちますので、学校教育がどこまで踏み込んでよいかわからなかったところでしたが、子ども子育ての部分を中心に打ち出して、子ども達の支援、家庭教育の支援、子ども達の命を守ることが連携される形で打ち出され、前向きな大綱だと思います。

もう少し考えていただければという点は、3ページ(6)食育の推進の部分ですが、その下の文言で、「学校における安全・安心な学校教育の提供や食育の指導体制・・・」とあるが、食育に的を絞っていった場合は、「学校における安全・安心な給食の提供・・・」つまりハード面のほうにして、その後は全てソフト面のものになっていくと思いますので、その方がわかりやすいのではないかと思います。

次に4ページ(1)基礎的・基本的な学力の定着は、課題解決型の授業展開も大事ですが、やはり反復練習というものがとてもとても大切なので、ドリル学習などで基礎的・基本的な学力の定着になりますので、そこを「・・・実践していきます。」の後に、付け加えたら確実に学力の定着が行われるのではないかと思います。それから、思考力、判断力、表現力の育成の部分は、中身は課題解決の学習でよいと思いますが、その上の部分は、反復練習をいれておけば違うものになると思います。

最後に、生涯学習社会の構築の(1)生涯学習活動の充実は、生涯学習のサイクルがあり、学習したことをボランティア活動に直接やることによって、そこから学習したものを、また、ボランティア活動をつなげて地域を活性化するというような生涯学習のサイクルがありま

す。いすみ市第1次総合計画後期基本計画の2番の生涯学習の推進の現況と課題の文末にボランティア活動の支援がはいておりますので、(1)生涯学習活動の充実の文脈を、多様な学習機会が選択できるような体制づくりを進めていくとともに、ボランティア活動の支援と推進を入れたら、高齢化社会が進むいすみ市としては重要なことになっていくと思いますので、そのところに少しつなげてみたらどうかと思います。

太田市長

貴重なご意見ありがとうございます。事務局どうですか。

浅野課長

十分検討し、参考にさせていただきます。

太田市長

他にどうですか。

太田委員長職務
代理者

全て網羅した立派な大綱が出来たと思います。
教育委員会が施策に基づいて数多く実践をしていると思います。たとえば教職員の研修や広報活動など実行しています。自分は、グラウンドゴルフやお囃子や小学校の子ども達のバレーボール等に関わらせてもらっている中で、子どもにとって大人の言動やマスコミなどに非常に大きく左右されています。自分たちが直接子ども達に関わる時には、ここにも書かれておりますが、「家庭教育はすべての出発点である」というように家庭教育の真髄があります。感想になりますが、頑張る子ども達ががんばるのはもちろんですが、頑張れる環境整備をし、自然と子供ががんばるという整備をしていただければと思います。今日、報告会がありましたが、広島へ行った子ども達の体験を聞きましたが、やはり実体験をさせることで、自分の考えが確立されたり、また次に頑張るぞという気持ちが出てくると思います。確かに子ども達に頑張れというのは大事だけれど、自分が子ども達と接していて環境整備についても大切に思います。以上です。大変良いものが出来たと思います。

浅野課長

ありがとうございます。

太田市長

他にございますか。

赤羽委員長

事前にお配りいただいて私もチェックをさせてもらいましたが、こ

これは、目標と大きな大綱ですので、できる限りのものは入れておかなければならないという性質のものかと思います。抽象的な言葉であってもやはり入れておくというのが大事なことではあるかと思います。

基本方針の1から見ていく中で、それぞれの基本方針の最初に書いてあるものと基本的な方向性をもう一度全体を整理したほうがよいのではないかと思います。基本方針1から上のほうを読んでいくと、少しずつ表現のトーンが違う。いわゆる「大切です。」とか色々あるのですが、その表現を変えるだけでもこの大綱が良く整理されているなど見えてくると思う。中身ですが、同じことの繰り返しが方針の中である。基本方針1は、これだけの文章があるが、果たしてこの並び方でいいのか、基本方針1の生きる力というのであれば、上の5行で良いのでその下は何か、くどくないか、などトーンをあわせて。基本的な定義を上を書いたら、その下に具体的な方針を書くように。その次の基本方針2 確かな学力とは何か、定義を書いて、下に捕捉として具体的に書くというようなことをすべての基本方針の文面をもう一度整理し、それぞれの基本方針との横の整合性をとるようにするとよいのではないか。より質のいい大綱になるのではないかと思います。全体のイメージとしてそのように思いました。中身については、表現等多少あとで整理していただきたい。

それから、基本方針4の生涯学習社会の構築は分量が少ないかなと思います。市の総合基本計画では、生涯学習関係は結構ある。教育は、学校教育だけではなく全て含めて教育で、先ほども出ましたが、スポーツなど書き方をもう少し工夫し、充実させる必要があるのではないか。教育とは、学校だけでなく地域の人々の力を借りないと教育はできないので、そうすると基本方針4と5は、特に本市は、子育ての支援には力を入れているので、基本方針5は意味がある。いかに工夫していくかということで、いい大綱になるかなと思います。全体的には網羅されていると思います。

子育て支援と教育がいよいよ一体化してきたかなということを中心に色濃く出すことで本市の特徴になるかと思います。

太田市長

ありがとうございました。

確かに言われてみれば、第三者的な視点で書いている。「教育委員会が主体的にこういうことをしていきます。」「いすみ市はこういうことが必要なんです。」というように明確に打ち出すように。明確に書くことは難しい点もありますが、今やっていることの反省を踏まえて、「学

力向上をこのようにやっていく。」と明確に出して。来年は指導主事を2人増し、計5人にする予定であるから、学力の向上を打ち出して良い。本来は県の事業であるが。これを通して来年度の市の予算に反映していきましょう。

久我課長補佐 第2回目の会議を予算編成時期の10・11月ごろにしたいと思います。

太田市長 大事な大綱なので、実現できるように、明確に書いて。

鈴木教育長 いすみ市教育施策には、細かく書いてあるので、私は、大綱なのでもっと本当に必要な事項で良いのでは。たとえば、食育の推進などは省いても良いのではないかと。大綱はまとめて書いてその下に、教育施策で細かくということによいのではないか。

太田市長 この大綱は、少し直しますか。

久我課長補佐 はい。直します。今後、2回、3回と協議をしたいと考えています。最終的には第3回目の会議を年明け2月か3月にしたいのですが。

赤羽委員長 大綱の施行は来年からですか？

久我課長補佐 来年4月からです。

太田市長 目標をたて、特色ある大綱にしていこうよ。

麻生委員 教育委員会が今まで打ち出している教育施策とは違うとわかるように、市長と連携していると表現で分かるようにするといいいのでは。

太田市長 郷土愛が出るように。山口茂氏も梨などを配布しているように故郷をわすれないようなものに。子ども達の本は足りてる？子どもは大事だから。

久我課長補佐 大綱は、次回までに修正いたします。

浅野課長 大綱の定義ですが、お手元の参考資料1の5ページ、大綱の策定に

についての（１）大綱の定義にあります。①『大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。』で、大綱ということで、お話しいただいたことを基に修正はいたしますが、別の形で具体的な内容は下におろしていく形とし、大綱は大きく抑えてということで。先ほど、赤羽委員長がおっしゃったように横のつながりを持たせ、文脈が合うようにいたします。

太田市長 社会の地域貢献を持つような心の育成を。小中高生すべての子ども達が、地域を支える、地域の担い手になるように、先ほどボランティアと言っていたが。

赤羽委員長 力強く前向きに表現していくように、表現の仕方で市の顔がみえるように。教育については、頑張って市は取り組んでいるので、折角つくってきた財産をもっと上手に表現していく。力強く前向きに表現して書くように。

太田市長 全ての議題が終了致しましたので、私の役割を終えます。事務局におかえしします。

久我課長補佐 他に何かありますか。

太田市長 では、もう一度話し合ひましょう。統合小についてもこの中で相談していきましょう。

浅野課長 統合小の今までの経緯は、今日おこなった定例会で報告しましたので。

久我課長補佐 以上をもちまして、平成27年度第1回いすみ市総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。